

- 審査事務規程の第 49 次改正 -

**消音器の加速走行騒音防止、尿素選択還元型触媒システムの機能維持及び在宅傷病者緊急往診用自動車の車体の塗色等に関する規定の追加**

**1.消音器に対する騒音対策の関係**

(1)加速走行騒音の防止に関する規定を追加

22 年 4 月 1 日以降製作された自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える消音器は加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない旨を規定した。(4 - 48 - 1(1) 、 5 - 48 - 1(1) )

(2)騒音低減機構の除去防止に関する規定を追加

消音器の騒音低減機構は容易に除去できる構造でないことを規定した。(4 - 48 - 1(1) 、 5 - 48 - 1(1) )

**2.尿素選択還元型触媒システムの機能維持の規定を追加**

還元剤等を補給する必要がある触媒に所要の補給がなされていないものは、基準に適合しない旨の規定を追加した。(4 - 51 - 1 - 1、5 - 51 - 1)

**3.在宅傷病者緊急往診用自動車の車体の塗色に関する除外規定を追加**

緊急自動車の車体の塗色に関する規定を適用しない自動車に、自宅で療養している重度の傷病者に対し緊急の往診を行う医師を派遣するための自動車(在宅傷病者緊急往診用自動車)を追加した。(4 - 96 - 2 - 2、5 - 96 - 2 - 2)

**4.並行輸入自動車審査要領の改正**

車両総重量が 3.5t を超える自動車に係る、シャシダイナモメータによる J E 0 5 測定モードの排出ガス試験結果成績表について、等価慣性重量などの判断方法等を規定した。(別添 2)

**5.その他**

(1)国連協定規則の改訂番号の改正に伴い、所要の改正を行った。(4 - 17 - 2 - 3 他)

(2)審査事務規程の誤りを訂正するため、所要の改正を行った。